



利用ください、国民年金 保険料の便利な納め方

国民年金は納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受け取れなくなったりします。

また、万が一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

将来の安心のために、納め忘れのないようにしましょう。

納付は便利で安心、確実な口座振替がおすすめ

口座振替の申し込みは、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要事項（口座届出印の押印も必要）を記入し、直接、金融機関などの窓口へ提出してください。

早めに支払うことで保険料が割り引かれる前納制度もあります。

クレジット納付を希望する人は、貝塚年金事務所にお問い合わせください。

納付書での支払いも前納がお得です

納付書で下半期分（10月分～3月分）を前納すると、毎月納付に比べ800円お得です。納付期限は10月31日（水）です。

保険料の一部が免除されている人も、保険料を前納できます。詳しくはお問い合わせください。

納付書の再発行が必要な人は、貝塚年金事務所へ申し出てください。
問合せ 市民課国民年金担当（☎423・9460）、貝塚年金事務所（☎431・1122）



宝くじの助成金でコミュニティ活動振興

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業があります。本市では、この助成金を地区市民協議会や町会の活動に役立てています。

今年度は、岸和田市婦人防火クラブが消火体験装置や訓練用消火器、てんぷら油火災実験装置などの防災訓練用資器材を、常盤地区市民協議会が印刷機や発電機などの備品を整備しました。

問合せ 自治振興課協働推進担当（☎423・9740）、消防本部予防課（☎426・8605）



新しい国民健康保険被保険者証を送付します

新しい被保険者証（茶色）は、10月上旬に簡易書留で送付します。届いた日から使用できます。転送先へは送付しません。

被保険者証が届いたら

使用中の被保険者証（うす緑色）は、健康保険課または各サービスセンターなどへ返すか、裁断するなどして適正に処分してください。

に交付される**（遠）**の印字付き被保険者証は、有効期限までに健康保険課で更新手続きを行ってください。手続きには在園証明書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。

また、制度改革に伴い、被保険者証の様式が府内統一のものに変更となります。医療機関などへのかかり方は今までと変わりありません。

（遠）の印字付き被保険者証
問合せ 健康保険課給付資格担当（☎423・9457）

原爆被害者見舞金申請書を発送

対象 9月1日現在、本市に居住し、住民基本台帳に記載され、被爆者健康手帳を持つ人
金額 1万円
支給 12月中旬
申請・問合せ 10月31日（水）（必着）までに同封の返信用封筒で福祉政策課高齢福祉担当（☎423-9527）へ

都市計画案の縦覧

期間 10月15日（月）～29日（月）
場所 市役所都市計画課（岸城町）
案件 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更
意見の提出・問合せ 10月29日（月）（必着）までに、直接または郵送で、都市計画課都市計画担当（☎596-8510 ☎423-9629）へ

都市計画の変更

下記の南部大阪都市計画を変更しました。都市計画図書は、都市計画課で閲覧できます。
問合せ 都市計画課都市計画担当（☎423-9629）

都市計画の種類	告示日
下水道	平成30年8月6日

行政書士無料相談会を実施

住民サービスの一環と行政書士業務の周知のため、無料相談会を実施します。
日時 10月28日（日）午前10時～午後4時
場所 エブノ泉の森ホール（泉佐野市）
内容 相続や遺言書、許認可業務、交通事故保険請求、協議離婚などに関する相談
問合せ 府行政書士会泉州支部（☎483-7373）

ハロウィンジャンボ宝くじ

収益金は明るく住みよいまちづくりに使われます。宝くじは府内で買ひましょう。
販売 10月1日（月）～23日（火）
問合せ （公財）大阪府市町村振興協会（☎06-6941-7441）

探しています！ 非木造の冷蔵倉庫

平成24年度から、非木造の冷蔵倉庫の固定資産税評価額の計算方法が変更されています。

対象となる倉庫を所有している人で、現状確認がお済みでない場合はご連絡ください。

対象 次の①～③の要件を全て満たす冷蔵倉庫

- ①非木造（木造以外）である
 - ②保管温度が10℃以下に保たれる
 - ③倉庫そのものに冷蔵機能を備えている
- ※倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合は該当しません。

問合せ 固定資産税課家屋担当（☎423・9428）

消火器の 設置基準が変わります

平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受け、来年10月から、火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が法令で義務付けられます。

消防本部では、市内の飲食店に対し、電話または訪問による消火器の設置指導を行います。

消火器の設置基準や各種届け出など、詳しくはお問い合わせください。

※消防職員が消火器を直接販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

問合せ 消防本部予防課（☎426・8607）

